

静岡県告示第265号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条第8項の規定に基づき、小山町において平成21年1月30日付け県公報第2057号告示第88号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和3年3月23日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

小山湯舟川土砂災害警戒区域 小山湯舟川土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

=====

静岡県告示第266号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、小山町において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和3年3月23日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

小山湯舟川土砂災害警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 区域の表示

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県沼津土木事務所、小山町役場建設課に備え置いて縦覧に供する。）